

物品役務等の名称及び数量	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和3年(ワ)4329号損害賠償請求事件に関する訴訟代理人身	契約職 副理事長 日置秀彦 (埼玉県さいたま市中央区新都心)	令和3年12月17日	高田法律事務所	—	本件は、原告が被告に対して損害賠償請求を提起した事件であり、機構は、訴訟の結果について重大な利害関係を有するとして、原告より民事訴訟法に基づく訴訟告知を受けたため、同法に基づく補助参加人として訴訟に参加するため、弁護士への訴訟委任契約が必要となった。委任にあたっては、機構の顧問弁護士として多くの経験を有し、かつ、機構の事業内容、事件の経過等に熟知している当該弁護士と随意契約を締結した。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	1,917,300	—	—
防災用宿泊施設借上単価契約口	分任契約職 長良川河口堰管理所長 新井誠輔(三重県桑名市長島町十日外面)	令和3年12月20日	(株)旅籠屋 (東京都台東区寿)	2010501018488	本件は、長良川河口堰管理所における交替勤務を令和3年4月1日より廃止したことに伴い、緊急時に速やかに管理所に参集する態勢を執るため、桑名市長島町内に宿舎が必要となったものである。既存の宿舎・寮、あるいは自宅(主に愛知県方面)に居住している者は、地震、津波による落橋等により、長良川・揖斐川・木曾川を渡河できないおそれがあり、緊急時の参集が困難となることが想定されるため、国道1号線伊勢大橋の架替工事(最大津波高に対応するための嵩上げや耐震性の向上を目的)が完了するまでの間、同町内に宿舎を借り上げることとしたとしている。 (株)旅籠屋(ファミリーロッジ旅籠屋名阪長島店)は当管理所の最も近傍に位置し、自動車で約3分の距離にあり、緊急時には最も早く参集できること。また、地震等による液状化等で道路が寸断された場合において、徒歩での早急な参集が可能な施設が当該施設以外に存在しないことから、同社と随意契約を締結するものである。 (物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	3,477,100	—	単価契約